

国際収支の調整過程と問題点

〔要 旨〕

最近、国際収支の不均衡是正策のあり方をめぐって国際的論議が高まっている。これは、近年政策理念が多様化するにつれ、対外均衡だけを単独の政策目標として追求しがたくなったこと、開放体制への移行によって国際収支の不均衡が各国間に波及しやすくなり、その早期是正の必要が高まったこと、さらに国際通貨制度の改革論議が進展するにつれ、その端緒となった米国国際収支の赤字増大とドル不安の発生自体が批判されるようになり、調整過程との関連が重視されるに至ったこと、等の事情によるものである。

しかし、国際収支の不均衡是正策として考えられる各種の政策手段にはそれぞれに限界があり、単独では必ずしも十分な効果を発揮しがたい。たとえば総需要調節手段としての財政政策はその機動的運用に問題があるし、金融政策は国内の過剰(過少)需要と国際収支の黒字(赤字)が併存する場合にはその運用が困難となる。またコスト格差の是正策たる平価の変更は、国際金融全般に深刻な影響を及ぼすおそれが強いために容易に実施しえず、また所得政策や労働力移動対策等は、調整効果の実現までにかかなりの時日を要する上に、政策手段としての有効性はまだ十分立証されていない。このほか経常・資本取引に関する選択的諸対策には、一時的な効果があるにしても、市場メカニズムをゆがめ資源の最適配分を妨げるという難点があり、長期間の実施は困難であろう。こうした点からみて、結局既存の政策手段を多様化するとともに、米国で実施された policy mix の例のように、いくつかの政策手段を適宜組み合わせることが必要となろう。その際、正統的な財政・金融政策の運用が各種対策の中心的地位を占めることはいうまでもない。

一方、各国が選択する政策の内容いかんは、たんに対内的だけでなく対外的にも大きな影響を及ぼすので、国際的な行動基準を設定し各国が負担を分かちあうことが検討されている。もっとも具体的な準則を定めるには多くの困難が伴うが、要は各国が不均衡の性格に即応した対策を可及的すみやかに実施するように努め、しかもその際、国内の政策目標や対外的影響を十分配慮することが望ましいといえよう。そのためには主要因が常に情報交換に努め、多角的監視の下に政策調整を進める必要がある。他方、不均衡調整の責任は本来赤字国が負うべきものではあるが、国際的な貿易資本取引を不必要に縮小させないため、黒字国も調整責任の一端を担うことが望ましい。いずれにせよ、各国の政策をこうした方向にそって展開させるには国際協調が不可欠であり、その意義は今後一段と高まるであろう。

〔目 次〕

- | | |
|-----------------------|----------------|
| は し が き | 3. 政策の選択と責任の分担 |
| 1. 問題の背景 | (1) 政策選択の基準 |
| (1) 政策理念の多様化 | (2) 調整責任の分担 |
| (2) 開放体制への移行 | 4. 今後の課題 |
| (3) 国際通貨制度に関する論議の進展 | (1) 政策手段の開発 |
| 2. 均衡回復のメカニズムと不均衡の是正策 | (2) 国際協調の強化 |
| (1) 均衡回復の自動的メカニズム | (3) 構造対策の拡充 |
| (2) 不均衡是正のための諸政策 | |

は し が き

一国の国際収支が不均衡に陥った場合いかにかこれを是正するかという問題は、いかなる時代であっても重要な経済政策目標の一つであるが、ここ数年来この問題をめぐって各方面の論議がとくに活発になり、OECD、10か国グループなどで真剣な討議が続けられている。これは一つには、自由化の進展、開放経済体制への移行により各国経済の国際的交流が一段と盛んになり各国間の依存関係がますます密接になるにつれて、各国の政策が相互に他の関係国に対しより直接的な影響を与えるようになったからであるが、また一つには、米英両国の引き続き国際収支赤字がドル・ポンドに対する不安を呼び、現行国際通貨制度再検討のきっかけとなったためでもある。国際通貨制度ないしは国際流動性に関する問題は国際収支調整過程の問題と不可分の関係にあり、両者を切り離して論じることはできないという認識はいまや各国政策当局者に共通のものとなっている。

わが国においても、過去10年間にすでに3回(1957～58年、1961～62年、1964年)にわたって国際収支の不均衡に直面し引締め政策の採用を余儀なくされた経験があり、国際収支調整過程の進め方は、安定成長の前途を左右するほど重要な問題といえよう。

以下最近の論議をとりまとめ主要な問題点を整理することとした。

1. 問題の背景

(1) 政策理念の多様化

金本位制度下においては、国際収支の不均衡は資本収支の変動を通じて調整されるとともに、金の流出入に従って通貨量が自動的に調節され、国内景況の変動を通じて不均衡が是正されるというメカニズムが働く。すなわち対外均衡の達成(国

際収支の均衡回復)は対内均衡の維持(とくに完全雇用の実現)に優先する。ところが1930年代の経験を契機としてこのような制度に対する反省が強まり、対内均衡の達成が独立の政策目標として追求され、対外・対内両均衡の同時達成が政策当局の基本的課題とされるようになってきた。戦後福祉国家の実現が各国共通の政治理念となるに及んでこうした傾向はますます強まってきたといえよう。すなわち今日の政策当局者間においては対外均衡のほかに完全雇用、物価の安定、経済成長といった国内面の政策目標の達成が要請されており、こうした国内面の政策目標を無視してまで、対外均衡を達成することは許されなくなってきている。しかも先進工業国の経済においては物価や賃金が下方硬直的な動きが強まり、経済構造硬直化の傾向が拡大してきた。このような事情は両者あいまって経済の調整を困難にし、対外均衡の達成もそれだけ制約されざるを得ないことになる。国際収支調整過程の進め方、とくに調整責任の分担について債権国・債務国間の意見が対立しているのも以上のような困難によるものである。

(2) 開放体制への移行

1950年代以降世界的な貿易・為替の自由化が進み、国際間の経済交流が一段と活発になるに従って、各国経済は相互依存の傾向を強め、各国それぞれの経済政策の影響もより直接的に他国に波及するようになってきた。とくに各国の金利政策は、交換性回復以降の国際短資移動に大きな影響を与え、各国の対外準備が変動するという事態が数多くみられるようになった。しかも国際間の取引が著しく自由化された現在では、国際収支の不均衡を放置すると思惑的資金の動きを刺激し不均衡をいっそう拡大するという危険が生ずる。この場合、不均衡が拡大した後に調整措置を講ずることとすれば調整は勢い広範かつきびしいものにならざるを得ず、国内的、国際的に無用な摩擦を生

ずる結果になる。国際収支不均衡是正のために貿易・為替管理を実施することが可能ならば困難は半減するが、自由化が世界の大勢となった今日その流れに逆行するような規制(とくに經常取引に対する規制)を実施し難いことはいうまでもない。英国の輸入課徴金制度が世の批判を浴びているのはそのためである。

要するに、開放経済体制への移行につれて、相手国の国内情勢・国内政策の影響を直接に阻止する道がなくなったため、国際収支の不均衡が生じやすくなり、その早期是正の必要も高まってきたことが、国際収支調整のために各国の国内政策運営の態度が論議されるようになってきた一つの背景と考えられる。

(3) 国際通貨制度に関する論議の進展

国際通貨制度に関する問題は、米国の国際収支が赤字を続けその調整が円滑に働かなかったこと、そのために準備通貨たるドルの地位が不安定になったことに端を発したものであった。したがって国際通貨制度のあり方と、米国国際収支の調整をどういう方法で進めるかという問題とはもともと表裏の関係にあり、国際流動性の増強、国際通貨制度の改革などに関する論議が進展するにつれて国際収支の調整過程に関する問題も次第に注目的的となってきた。現在前者については、IMF、10ヵ国グループを中心として問題解決への粘り強い努力が続けられているが、後者についてもこれと並行してOECD(経済政策委員会第3作業部会)において活発な討議が進められており、両者の関連の密接なことが理解される。

国際収支の調整や国際通貨制度に関する批判的な問題提起がなされたのはかならずしも新しい経験ではない。現に戦後のドル不足時代においては欧州側の赤字調整について米欧間にはっきりした意見の対立があったが、欧州諸国が貿易為替制限を残していたこともあって、国内政策それ自体が

国際間の討議に付せられるまでには至らなかった。ところが国際収支の赤字が米国側に移り準備通貨たるドルの信認が問われるという事態が生じた。国際収支の調整過程という新しい形で国際的な論議が進められるようになった背景の一つはこの点にあり、国際通貨制度の問題との関連はこのような背景を端的に示すものと思われる。

現在までに行なわれた論議によると、国際収支の調整過程と国際通貨制度との間には一般に次のような問題のあることが認識されている。すなわち現行の国際通貨制度の下、各国の国際収支の不均衡が短期間に調整されるような情勢にある場合は国際流動性の増加はそれほど必要ではなく、長期にわたる調整期間を経なければ均衡を回復しえないような情勢下においては、ある程度の国際流動性の創出も必要となろう。しかしその場合においても各国がまずなすべきは国際収支の調整努力であって、困難な調整過程を避けるために国際流動性を創出するといった安易な態度は許されない。国際収支の不均衡をいつまでも放置することはいずれは当該国の通貨に対する信認を低下させることになり、それが準備通貨国の場合には国際的な通貨不安をひき起すことにもなりかねないからである。したがって、いかなる通貨制度にあっても調整過程の機能が円滑に作用することが通貨制度安定のための前提条件なのである。

2. 均衡回復のメカニズムと不均衡の是正策

国際収支の調整は、均衡回復の自動的メカニズムと不均衡是正のための政策的努力とによって進められる。

(1) 均衡回復の自動的メカニズム

管理通貨制度の下で国際収支が不均衡に陥った場合でも、金本位制度の下におけるほど強力ではないが、自動的に均衡を回復する力が働いている

ことは見落としてはならない点である。この自動的なメカニズムが作用するのは、国際収支の変動によって所得、価格ならびに流動性(国内流動性)のそれぞれが増減するという効果が生ずるからである。

すなわち、一国の輸出が増加した場合、輸出需要の拡大によって国内の投資および消費が刺激され、その結果輸入が増加して貿易収支の黒字が相殺されるという事例は、貿易依存度の大きい国でしばしば経験されている。これが所得効果である。逆に輸出が減少した場合には国内総需要も減少し輸入が減少して貿易収支は均衡に向かう。

第2の価格効果は、一国の貿易収支が赤字になった場合国内の需要圧力が低下するため、物価の上昇鈍化あるいは下落によって国際競争力が強化され、輸出が増加して収支の均衡が回復するという効果をさす。黒字の場合は逆である。

第3の流動性効果は次のような場合にあらわれる。一国の国際収支が黒字になった場合、銀行が保有資産の流動性上昇に伴って信用の拡大をはかり、これが総需要を増加させ輸入の膨張を招くという事例がそれである。また銀行資産の流動性上昇に伴って金融が緩和し金利が下落すると資本流出を招き資本収支が悪化するため国際収支の均衡回復(この場合は黒字の解消)はいっそうすみやかに進展する。

もっとも均衡回復の自動的メカニズムが十分に働くには、輸出入の所得弾力性が大きいこと、物価・金利等が伸縮的であること、資源の移動がスムーズに行なわれること等さまざまな条件が前提なので、実際にはこのメカニズムは完全かつすみやかに作用していない。賃金・物価の下方硬直性が強まり経済構造の硬直化といわれる現象が一般化してくると、自動的メカニズムの貫徹はよりいっそう困難になる。さらに、対外均衡の回復よりも国内の不均衡是正を優先させなければならない

ような場合は自動的メカニズムを制約することが必要になり、また反対に対外均衡の回復が急務とされる場合は自動的メカニズムの貫徹を早めることが必要となる。言いかえれば、国際収支の均衡を回復する自動的なメカニズムは、いかなる時においても働いてはいるが、どの程度にまたどれくらいの期間内に作用させるかが問題になる。国際収支の調整過程として不均衡是正策が必要となるのはそのためである。

(2) 不均衡是正のための諸政策

国際収支の不均衡を是正するための政策は①、総需要の調節策、②価格・コスト格差の是正策、③対外取引を対象とした選択的調整策の三つに分けられる。

イ、総需要の調節策

国内需要を調節する主要な手段は財政政策および金融政策である。もちろん財政・金融政策の中には総需要の調節だけでなく、たとえば証券利子課税とか非居住者預金の付利禁止措置のように選択的対策として用いられるものもあるが、ここでは総需要の調節のために実施される財政・金融政策をとりあげる。

財政政策は政府収支の調整によって運用され、直接、間接に(民間の消費ならびに投資水準の変動を通じて)国内需要を調節する。これに対し金融政策は、長短金利や市中の流動性(したがってマネー・サプライ)に変化を与えることによって、需要要因のうちとくに民間の投資需要を調節する。財政政策は政策の調整効果がより直接的かつ即効的であるという点に、また金融政策は政策決定をより機動的に行ないうるといふ点に、それぞれ特色があるといえよう。

いずれにせよ、金融・財政政策による総需要の調節は、国内に過剰需要が存在し、かつ国際収支が赤字の場合、ないし国内需要が過少で国際収支が黒字の場合には、一律的な引締めないし緩和に

よって、対内・対外両面の政策目標を同時に達成することができる。

しかし、国内需要が過少であるにもかかわらず国際収支が赤字であったり(昨年秋までの米国の例)、また国内に過剰需要があるにもかかわらず国際収支が黒字を続ける(最近までの西ドイツの例)場合には、総需要の一律的な調節を行ないにくいだけに問題は複雑となる。金融・財政政策の補完的運用、すなわち policy mix がとくに要請されるのはこうした場合である。米国の事例はこの点で最も注目されよう。すなわち米国では、財政政策によって国内需要を刺激しながら、金融政策では長短期債のオペレーションを通じ、長期金利の引下げを促進しつつ短期金利の低下を阻止するという、一種の二重金利政策(いわゆる nudging operation)によって短資の流出を防いできた。このように、財政政策の重点を対内目標におき、金融政策には金利操作を通ずる対外的効果をより多く期待すべきだとする議論は、これまでBISやOECD等の国際機関によってしばしば提唱されてきた。

ただそうした policy mix の効果にも限界がある点是否定し難い。これは、一つには金融政策が、米国の事例のように二重金利政策といった無理な形をとらざるを得ないことにもよるが、主たる理由は財政政策による政策の決定と実施との間に時間的なずれが避けられないため機動的な運用を期待し難く、また財政固有の目的(たとえば社会保障費は社会政策上の、軍事費は軍事政策上の要請に基づいて決定される)からくる制約もあって、とくにその抑制が困難だという事情があるからである。したがって、財政の緊縮化が必要な場合には、policy mix そのものの実施が困難となる。西ドイツやオランダにおいて、最近まで国内の過剰需要を抑制する上で財政政策がほとんど効果的に運用されなかったのはその例であり、その

結果金融政策が過度の負担を余儀なくされ、内需の抑制と短資流入の阻止という矛盾した要請に悩まされてきたことは周知のとおりである。

ロ、コスト格差の是正策

国際収支の不均衡が国内の過剰需要と併存する場合には、金融・財政政策による総需要の調節が効果的であるが、一国の生産コスト、物価の水準が相対的に他国より上昇し、その結果、経常勘定を中心に不均衡が増大する場合には総需要の調節だけでは十分な効果を期待できない。この場合もっとも必要なのは労働コストの軽減をはかるために所得政策や労働力移動対策等を実施したり、生産性の向上により国際競争力の強化をはかるなど総合的な産業政策を進めることである。

近年、英国において、労使および政府の3者間で「生産性、物価および所得に関する共同宣言」が調印されたのについて物価・所得委員会が発足し、また最近では賃上げ、値上げに関する事前警告制を内容とする法案が議会に提出されるなど所得政策が強化、拡充されつつある事例はその一例といえよう。

しかし、所得政策等によるコストと物価水準の調整は、その実現までかなりの時日を要するし、政策手段としてはごく最近登場したばかりで、その有効性はまだ十分立証されていない。このため実際には、コスト格差は高い国の水準にさや寄せされがちで、かつて米欧間にみられたコスト格差が、結局は欧州側のコスト上昇という形で調整されたとする議論は、欧州諸国ではすでにくりかえし指摘されている。すなわち「1958～64年間に、工業部門の労働コストは米国では4%低下したがEEC諸国では23%上昇し、同期間中の国際収支は米国で28億ドル改善されたのに対しEEC諸国では24億ドルの悪化となった。これはコスト格差の調整が黒字国であるEEC諸国側のコスト上昇という形で行なわれたことを示している」という

のがその主張である(註)。

(註) オランダ銀行ホルトロップ総裁が昨年11月、フランクフルトで行なった演説による。

もっとも生産コスト、物価水準の不均衡が著しい場合には、平価の変更に訴えるという手段が残されている。

現行IMF協定の下では変動為替相場の採用は認められていないが、「基礎的不均衡」が生じた場合に平価を変更することは認められている。しかしこの規定が適用されるのは主要国とくに準備通貨国の場合、むしろ例外的である。平価の変更が国際金融を混乱に陥れ、ひいては国際通貨制度を動揺させる危険をはらんでいる以上、当然であろう。最近では、1961年3月に西ドイツがマルクの切上げを実施し、オランダがこれに追随するという事例があった。その際両国は、国内に過剰需要があるにもかかわらず巨額の国際収支黒字が存在することを平価切上げの根拠として指摘していたが、切上げ直後には再切上げを見込んで短資の流入が増大したため、国内景気の過熱傾向は一段と強まった。そのため西ドイツでは5月初旬、景気過熱下にありながら公定歩合の引下げを余儀なくされるという事態が生じたのである。このように主要国通貨の平価の変更は当該国のみならず国際金融全般に深刻な影響をもたらすものであり、いわんや準備通貨の場合には、平価の変更は不可能に近いという事実を認識する必要がある。というのは、準備通貨の平価が切り下げられた場合、他の諸国が追随すれば平価切下げの意義は失われ、金価格だけが引き上げられた結果となるし、また他の諸国が追随しない場合でも、当該準備通貨の保有国が莫大な損失をこうむるという問題が生ずるからである。このように準備通貨国は、たとえその他の諸国に対する基礎的不均衡が明らかに存在するとみられる場合でも、安易に平価を変更しえなくなっているのが現状である。

もっとも一部には現行の固定為替相場制度自体を批判して、変動為替相場制度への移行を提唱するものや、現行制度の枠内でその運用を大幅に緩和すべしと主張するものもある。最近では本年2月、26人の欧米学者グループが、国際収支調整策として、為替相場の変動幅を現行IMF協定上の上下各1%から4~5%に拡大するとともに、各国通貨の平価を前年比1~2%の範囲内で自由に変更しうるよう制度の改正を行なうことが望ましい旨を提案し注目された。しかしこの提案には、エミンガー・ブンデスバンク理事が指摘するように、①国際貿易や資本取引に関するリスクとコストが増大する、②恣意的な平価の変更によって国際協力関係が失われる恐れがある、③準備通貨が対象となれば信認の喪失は避けがたい、④各国の国際収支節度が失われる、など多くの問題がある。

ハ、選択的対策

対外取引を対象とした選択的な政策手段は經常取引に関するものと資本取引に関するものに分けられる。經常取引の中の貿易取引に関するものとしては、赤字是正策として輸入制限、輸入課徴金、輸出補助金などの制度があるが、ガットにおいてこのような手段に訴えることが認められるのは「国際収支上」の理由がある場合に限定されている。ところが国際収支の調整過程に関する国際的な討議に参加している国(先進工業国)はいずれも国際収支上の理由なしという判定を受けている(ガット11条国である)ため、ガットの規定にふれるような措置をとることは国際的な義務違反として世の批判を受けることになる。もっとも1964年のポンド危機に際し英国は輸入課徴金制度を導入し、関係国の非難を浴びながらなお実施中である。英当局は準備通貨としてのポンドの地位を考慮して平価の切下げを極力回避するため、やむをえずとった暫定措置であると釈明しているが、ガ

ット加盟国とくにEFTA諸国の批判はきびしく、国内においても早期撤廃を要望する声強い。

貿易外の経常取引に属する選択的対策としては対外援助政策をあげることができる。とくに米国の場合には国際収支に占めるウェイトが高く対外援助政策の動向はドル問題の解決に重要な影響を与えている。しかし援助支出の内容は主として政治的理由により決定されるので、国際収支の調整を進めるにあたっては援助政策はむしろ与件として扱わざるを得ない場合が多い。

IMF協定においては、資本取引に関する為替制限も経常取引の場合と同様に撤廃することが望ましいとしているが、制限撤廃を義務づけてはいない。もっともOECDの「資本移動自由化憲章」は、加盟国の制限撤廃を規定しているが、憲章自体は強制力をもたず、関係国はそれぞれ必要な留保を残している。したがって、各国はいろいろな為替制限によって国際収支の調整を行なうことができるが、これらの直接的な規制手段のほかに、租税、金利の対外的な適用を差別することによって間接的に規制する方法も用いられている。このうち、資本取引に対する為替制限は、直接投資、証券投資、短期の金融取引のそれぞれに対する規制に大別されるが、先進工業国においては規制は概して小範囲である。

これに対し間接的な資本取引規制はすべて60年代に導入されたもので、租税上の差別措置としては長期資本流出抑制のために実施された米国の金利平衡税と長期資本の流入抑制を目的とした西ドイツの資本収益税の課税、金利上の差別措置としては短資の流出入を調節するために実施された非居住者預金に対する付利停止(西ドイツ、フランス、スイス)、手数料の徴求(スイス)、短資取入れ金利の自主規制(フランス、日本)、長短金利の二重操作(米国の nudging operation または

operation-twist, 英国の extra penal rate)などの方法がある。

(注) nudging operation とは短期債のオペレーションと長期債のオペレーションとを組み合わせることにより、短期金利の上昇による海外からの短資流入促進と長期金利の下降による投資刺激の効果をあげようとするもの。extra penal rateとは公定歩合を据え置いたまま割引業者に対してのみ臨時に適用される特別の高金利をいい、一般金利水準の変動をさけながら市場金利の引上げをはかり海外からの短資の流入を促進しようとするもの。

このほか、当局が先物為替市場に介入して直先のスプレッド(スワップ・コスト)を動かし、国際間の実質金利差を操作しようとする政策(主として米国)も資本取引に対する選択的手段として有効である。1960年代にはいりこれらの間接的な規制策が次々に実施されるようになったのは、開放体制下においてはたとえ資本取引の調整のためであっても直接的な為替制限を強化することは望ましくないという考え方が一般化したからで、国際収支調整過程の多様化を示すものといえることができる。

いずれにしても、国際収支の不均衡を是正するために選択的対策に訴えることは望ましいことではない。それはマーケット・メカニズムをゆがめて資源の最適配分を妨げるという弊害を伴うからである。もっとも資本取引について、とくに間接的な規制手段を講ずることは一応やむを得ないものとして認められ、米欧の資本市場間に構造的な差があることがその理由とされているようである。しかしながら国際間に金利格差が存在する限り、このような規制手段はいずれもその効果に限りがあり、長期間の実施は困難とみられる。

3. 政策の選択と責任の分担

(1) 政策選択の基準

国際収支の調整を進めるにあたって各国がいか

なる政策を選択するかは、不均衡の現われ方や内外の環境等によって決定されるが、選択のいかんによっては国際的にも国内的にも大きな影響が各方面に及ぶので、できうれば国際的なルールを設け各国のとりべき政策につき行動準則を定めておくことが望ましい。ただ各国の立場を調整して共通の準則にまとめあげるとは実際問題としてかなり困難とみられるので、当面はケース・バイ・ケースにとるべき方策を検討することが肝要であろう。その際の政策選択の原則となる考え方をまとめれば次のとおりである。

イ、国際収支不均衡の基本的性質に応じた対策をとること

たとえば、不均衡が一国の国際競争力低下に起因する場合には生産性向上のための選択的政策手段が必要となるし、投機による資本流出に対処する暫定措置としては、資本勘定を対象とした選択的手段をとることが適当であろう。内需の変動が不均衡の主因である場合以外は、需要の調節を行なっても必ずしも解決にならない。ことも起こりうる。

ロ、国内の政策目標と矛盾しない対策をとること

国際収支の調整と国内政策目標の達成とを両立させることが決して容易でなく、むしろますます困難となりつつあることは前述したとおりであって、実際には両立困難な政策目標のいずれかを優先させなければならないような状況に直面する場合が多い。このような選択は結局のところ、政策当局者の価値判断にかかる問題であって一般論は成立しない。したがって国際収支の不均衡を是正が喫緊の急務である場合には国内政策目標の達成が暫定的に見送られるようなことも起こりうるが、これを長期にわたって無視することは経済の成長を阻害し国際競争力を弱めるだけで、国際収支の安定的均衡を実現するためにもかえって好ましくない結果を生ずることになる。

ハ、できるだけすみやかに対策を実施すること

国際収支の不均衡に対し是正策が必要と判断された場合には、できるだけすみやかに実施することが望ましい。国際収支の調整は早期に実施されるほど小さな対策で大きな効果をあげることができるからであり、国際収支の不均衡がすみやかに是正されることは国内的にみても国際的な立場からも必要だからである。一方できるだけすみやかに対策を実施するには、不均衡の性質を早期に見きわめなければならないが、一時的な不均衡で自動的な均衡回復が期待されるものか、あるいは長期かつ基本的な不均衡で本格的対策を要するものかを区別することは必ずしも容易ではない。とくに短期資本の流入によって実質的な不均衡がかくされている場合は対策の実施がむしろおくれがちになりやすい点に留意する必要がある。

ニ、できるだけ摩擦の少ない方法を選択すべきこと

同一の政策手段をとった場合でも効果と摩擦は国によって異なる。たとえば貿易依存度が比較的大きな国(オランダ、輸入がG N Pの40%)では、総需要の調節によって貿易収支の均衡を回復しようとする場合、小規模の措置でかなりの効果をあげることができるが、貿易依存度の小さな国(米国、輸入はG N Pの3%)では、かなり大幅な需要調整が必要になり、貿易収支の不均衡を是正するにあたって国内に深刻なインフレや失業をもたらすことにもなりかねない。物価・コストの需要弾力性、輸出・輸入需要の価格弾力性が異なる国についても同様なことがいえる。したがって各国は自国経済の特質に応じ最小の摩擦(犠牲)で最大の効果をえられるような政策を選択しなければならない。

ホ、できるだけ市場のメカニズムを制約しないような方法をとること

選択的対策が市場のメカニズムをゆがめ資源の最適配分を阻げるものであることは前述のとおり

であって、こうした対策に訴えざるをえない場合にはできる限り短期間の措置にとどめることが必要である。とくに選択的な手段がその効果をあげるためには、どうしてもその範囲を拡大しなければならないことになる。米国のドル防衛措置が金利平衡税からはじまって、銀行の対外信用供与に関する自主規制、企業の直接投資の抑制等の領域に及んできたのはその1例で、このような傾向からみても国際収支の調整を進めるにあたってはできるだけ市場のメカニズムを活用するよう諸施策を講ずることが望ましい。

へ、相手国に対し直接的影響が及ばないような対策をとること

国際収支の不均衡は相手国への影響なしには是正されえないが、一国の不均衡を直接に相手国に転嫁するような措置(輸入制限や経常取引に対する為替制限など)はできるだけこれを避けることが望ましい。とくに先進工業国の場合はガットやIMFの義務に抵触するような措置をとることは不可能で、国際的なルールの枠内で政策手段の選択を行なうことが必要になる。

しかしながら、国際的なルールはそれ自体がつくられたもので固定的なものではない。したがって情勢が基本的に変化した場合は新事態に適合するような改正が加えられねばならないが、一国の不均衡を理由に国際的な制度の変更を求めようとしても、関係国の理解と協力をうることは困難である。もっとも実際の問題提起にさいしてどこまでが一国の問題で、どこからが国際的なルールの問題であるかを判定することは必ずしも容易でなく、準備通貨国の場合はとくに困難である。要は政治力、説得力のいかにかかる事柄で国際世論の決すべき問題といわなければならない、国際世論の動向を無視してまで一国の立場を主張することは不可能である。

(2) 調整責任の分担

国際収支の不均衡に対し黒字国と赤字国のいずれがこれを是正する責任を負うべきであるかという問題(調整責任分担の問題)については、一般的な結論はまだ確立されていない。実際問題としては、国内的にみても国際的に見ても赤字国に対して調整責任が問われる場合が多く、黒字国の責任が問われる場合は少なかったと思われる。国内の政策理念が多様化し福祉国家実現の要請が高まるにつれて国内のインフレ圧力が強まり安易な赤字政策に依存する傾向が拡大しているという現実を考えれば、赤字国が責任を問われるのは当然である。また国際収支の赤字が持続すると自国通貨に対する国際的信認が動揺するため、国内的な政策目標の追求も困難となり、政策当局に対し国内からも調整策実施の圧力がかかることになるが、黒字国の場合は国内的にみても国際的にみても黒字抑制の圧力をうけ難いことも赤字国の責任が問われやすい理由の一つになっていると思われる。

しかしいかなる場合にも調整の責任を赤字国に負わせることは、国際的な貿易・資本の取引を不必要に縮小させる結果となるので、長い目で見れば黒字国にとっても決して好ましいとはいえない。この意味で、「国際収支上の節度」(balance of payments discipline)を赤字国にのみ求めることは適切ではなく、行動にゆとりのある黒字国も不均衡の是正に協力することが望ましい。

赤字国が調整責任をとった例は数多くあるが、黒字国が協力した事例としては西ドイツが実施したEEC域内関税の引下げ促進(1964年、ただしこの措置はEEC域内の協力にとどまる)、フランスが実施した対外債務の期限前返済(1964～1965年)、西ドイツの資本収益税等による外資流入抑制、資本輸出奨励の措置等をあげうだけである。

いずれにしても調整責任の分担について明確な

結論を求めることは困難で、関係国の多角的討議を通じて個別のケースにつき結論を求めるよう努力することが有効と思われるが、世界経済の構成単位が相互に独立の国民経済であるという点を考えれば赤字、黒字のいかんにかかわらず不均衡の原因をつくった国が主たる責任をとるべきことは当然で、関係国はそれぞれの立場から不均衡是正の努力に協力する(少なくともこれを阻害するような政策はとらない)ことが必要となるであろう。

4. 今後の課題

すでに述べたとおり、国内の政策目標を達成しつつ同時に国際収支の不均衡を是正することはきわめて困難な課題となっているが、こうした事態を打開するには、どのような努力が払われるべきであろうか。

(1) 政策手段の開発

国際収支の不均衡是正策が単独では十分な効果を発揮し難いということから考えると、既存の政策手段を多様化しまたいくつかの政策手段を組み合わせることが必要となろう。

米国で実施されたいわゆる policy mix はその典型といえる。もっともそれが有効であったのは、米国の場合、財政政策が需要調節策として機動的に運営されたからである。米国の金融政策が対外目的の達成に重点をおいて運営されたのもそのためであった。

この点、米国以外の諸国では、これまでのところ財政政策の機動性は必ずしも十分に発揮されてはいない。この意味で最近主要国間にこうした現状を打開しようとする気運が高まってきたことは注目される。OECDの経済政策委員会の中に「財政政策活用のための専門家グループ」が設立されて研究が重ねられており、西ドイツの財政制度改革諮問委員会が財政政策に景気調節機能をもたせるべきであるとの趣旨の答申を発表、政府も

この線に沿って法律の改革に着手する動きをみせていることなどはいずれもその例である。需要調節策としての財政政策に限界があることは否定できないにしても少なくとも現状をより弾力化する余地は残されているといわなければならない。

一方金融政策についても、複雑な政策上の要請に応えるために政策手段を開発し多様化してゆく必要がある。金制政策の対内効果と対外効果を分離するために考案された二重金利政策(nudging operation, extra penal rateなど)はこの一例である。

もっともこのようにして policy mix がその効果を発揮しえたとしても、国内の市場相互間には資金の自由な交流がある以上、その効果には当然限界があることも認めなければならない。また金融政策と財政政策とは対内目標を達成する上での効果が異なるため相互に代替的となりえない場合もあり、対内政策手段として金融政策がもつ重要な役割にはなんら変化がないということも見落としてはならない点である。

また policy mix に加え、状況に応じ補完的手段として各種の選択的対策を適宜併用することも必要となろう。しかしかたに政策の多様化に努め、また政策をキメ細かく運用したとしても、各種対策の中心をなすのはやはり正統的な財政・金融政策であるということも否定し難いところである。

(2) 国際協調の強化

国際収支の不均衡を是正するために適切な対策をとり、不必要な摩擦を避けるためには各国が相互に経済情勢に関する情報を交換し、政策手段の選択につき常時検討し合うことが望ましいという認識はすでに各国間に高まっている。こうした協調体制を実現するためには、たとえば、①各国がそれぞれ自国の経済統計を整備し、相互に不均衡の早期発見に努める、②国際収支の不均衡が確認

された場合には、それがいかなる性格のものか、当該国の財政・金融当局にとってどのような対策が可能か、その対策が対内的、対外的にどのような影響を及ぼすか、等の点について各国間で検討する、といった方式が考えられよう。こうした情報交換や多角的監視の場としてはOECD、BISなどの国際機関が適当であり、この意味でこれら国際機関の役割は今後いっそう高まるものと思われる。

もちろん国際協調といっても、各国が主権国家として独自に国家的利益を追求している以上その推進が容易でないことも事実である。米国の国際収支不均衡の原因と対策をめぐって、米欧間の見解が対立したままであるという事実は国際協調のむずかしさとその限界を物語る一例である。しかし、同時に、いまや各国が他国の動向を顧慮せず閉鎖的態度で経済政策を運営しうる時代でなくなったことも事実であり、困難ではあっても国際協調の推進に努力することが、問題の解決を容易にする上での一つの前提であることを銘記しなければならない。

(3) 構造対策の拡充

最後に、やや長期的な課題ではあるが、各国が経済構造の硬直性を除去するよう努めることも必要であろう。具体的には、金融正常化を進めることによって金利の需給調節機能を高め、貯蓄・投資パターンを改善して資本市場の拡充に努めるこ

となどが金融面での対策としてあげられる。また同時に、労働力の移動性を高めるための社会政策や寡占・独占の弊害を改め自由競争の余地を拡大させるための独占禁止政策ないし制限的商慣行の是正策等も必要となろう。

要するに、国際収支の調整を進める際は多面的な政策の展開が必要とされるわけであるが、世界経済がダイナミックな発展過程にある場合には、調整過程に伴う困難の度合いが少なからず軽減されるという事実も見のがしてはならない。

たとえばわが国は従来しばしば大幅な国際収支の変動を経験してきたが、経済自体に内在するダイナミズムと適切な政策の実施を背景としてこれ乗り越えることができた。もちろん国際収支の変動はそれ自体が対内的にも対外的にも好ましくない影響を及ぼすので変動の振幅を縮小させる努力が必要であり、高度成長の過程において消費者物価の高騰や企業の財務構成の悪化等の現象を生じた点も率直に反省しなければならない。しかし日本経済が、これまで企業の旺盛な創意と努力により、変転する需要条件に産業構造を巧みに適合させてきた事実はそれなりに評価してよい点である。日本経済がこうしたダイナミズムを今後も維持し、新しい事態に即応して行くならば、国際収支の調整もさして困難ではないということができよう。